

■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 26問

建築手続に関する問題です。○×で回答して下さい。

1. 指定確認検査機関は、中間検査の引受けを行ったときは、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を特定行政庁に通知しなければならない。
2. 指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、所定の書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。
3. 建築基準法第6条第1項第一号に掲げる建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの敷地、構造等に係る定期報告は、当該建築物の所有者(所有者が管理者と異なる場合においては、管理者。)が特定行政庁に行わなければならない。
4. 建築主事等は、建築主事が完了検査の申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
5. 特定行政庁は、国の建築物(建築基準法第6条第1項第一号に掲げるもの。)の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検した二級建築士に対して、当該建築物の敷地又は構造に関する報告を求めることができる。
6. 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築物の設計者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する報告を求めることができる。
7. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物については、当該建築物の建築主に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。
8. 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。
9. 特定行政庁は、用途地域内における建築物の用途の制限に関して、公益上やむを得ないと認めて新築を許可する場合は、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うか、又は建築審査会の同意を得なければならない。
10. 建築基準法第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成しなければならない。
11. 指定確認検査機関は、中間検査を行った場合においては、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

12. 建築基準法第6条第1項第一号の建築物の新築において、特定行政庁が仮使用の承認をしたときは、建築主は、完了検査の検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物を使用することができる。
13. 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、建築主事が中間検査の申請を受理した日から7日を経過したときは、中間検査合格証の交付を受ける前においても、これを施工することができる。
14. 特定行政庁が指定する建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
15. 指定確認検査機関が、工事の完了の日から4日が経過する日までに、完了検査を引き受けた場合においては、建築主は、建築主事に完了検査の申請をすることを要しない。
16. 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関の指定をしたときは、指定を受けた者の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
17. 建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する報告を求めることができる。
18. 指定確認検査機関は、完了検査を行ったときは、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
19. 指定確認検査機関は、中間検査の引受けを行ったときは、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
20. 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合であっても、その確認済証は有効である。



21. 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書に添える付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示しなければならない。
22. 建築主は、床面積の合計が5m²を超える建築物を建築しようとする場合においては、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
23. 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
24. 特定行政庁は、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。
25. 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
26. 床面積の合計が10 m²を超える建築物を除却しようとする場合においては、当該建築物の除却の工事を施工する者が、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。



■正誤問題 解答編

1. 指定確認検査機関は、中間検査の引受けを行ったときは、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を特定行政庁に通知しなければならない。
1. × **法第7条の4第2項により、「特定行政庁」ではなく「建築主事」です。**
2. 指定確認検査機関は、確認済証の交付をしたときは、所定の書類を添えて、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。
2. ○ **法第6条の2第10項により正しい。**
3. 建築基準法第6条第1項第一号に掲げる建築物(国等の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの敷地、構造等に係る定期報告は、当該建築物の所有者(所有者が管理者と異なる場合においては、管理者。)が特定行政庁に行わなければならない。
3. ○ **法第12条第1項により正しい。**
4. 建築主事等は、建築主事が完了検査の申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。
4. ○ **法第7条第4項により正しい。**
5. 特定行政庁は、国の建築物(建築基準法第6条第1項第一号に掲げるもの。)の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況を定期的に点検した二級建築士に対して、当該建築物の敷地又は構造に関する報告を求めることができる。
5. ○ **法第12条第5項第二号により正しい。**
6. 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、建築物の設計者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する報告を求めることができる。
6. ○ **法第12条第5項により正しい。**
7. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物については、当該建築物の建築主に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。
7. ○ **法第9条第1項により正しい。**
8. 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。
8. ○ **法第95条により正しい。**
9. 特定行政庁は、用途地域内における建築物の用途の制限に関して、公益上やむを得ないと認めて新築を許可する場合は、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行うか、又は建築審査会の同意を得なければならない。
9. × **法第48条第14項により「あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」ので、「又は」ではありません。**

10. 建築基準法第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成しなければならない。
10. ○ **法第8条第2項により正しい。**
11. 指定確認検査機関は、中間検査を行った場合においては、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
11. ○ **法第7条の4第6項により正しい。**
12. 建築基準法第6条第1項第一号の建築物の新築において、特定行政庁が仮使用の承認をしたときは、建築主は、完了検査の検査済証の交付を受ける前においても、仮に、当該建築物を使用することができる。
12. ○ **法第7条の6第1項第一号により正しい。**
13. 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、建築主事が中間検査の申請を受理した日から7日を経過したときは、中間検査合格証の交付を受ける前においても、これを施工することができる。
13. × **法第7条の3第6項の規定により、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、施行する事はできません。「建築主事が中間検査の申請を受理した日から7日を経過したときは、中間検査合格証の交付を受ける前においても、これを施工することができる。」という規定はないです。**
14. 特定行政庁が指定する建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期的に、一級建築士に調査させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
14. × **法第12条第1項により、「一級建築士」とは限定されていません。「一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者」とされています。**
15. 指定確認検査機関が、工事の完了の日から4日が経過する日までに、完了検査を引き受けた場合においては、建築主は、建築主事に完了検査の申請をすることを要しない。
15. ○ **法第7条の2第1項により正しい。**
16. 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関の指定をしたときは、指定を受けた者の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。
16. ○ **法第77条の21第1項により正しい。**
17. 建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する報告を求めることができる。
17. ○ **法第12条第5項により正しい。**

18. 指定確認検査機関は、完了検査を行ったときは、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
18. ○ **法第7条の2第6項により正しい。**
19. 指定確認検査機関は、中間検査の引受けを行ったときは、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。
19. ○ **法第7条の4第2項により正しい。**
20. 指定確認検査機関が確認済証の交付をした建築物の計画について、特定行政庁が建築基準関係規定に適合しないと認め、その旨を建築主及び指定確認検査機関に通知した場合であっても、その確認済証は有効である。
20. × **法第6条の2第11項 特定行政庁が建築基準関係規定に適合してないと認め、検査機関に通知した場合は、当該確認済証は、その効力を失います。したがって、誤り。**
21. 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書に添える付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示しなければならない。
21. ○ **規則第1条の3第1項の表1により正しい。**
22. 建築主は、床面積の合計が5m²を超える建築物を建築しようとする場合においては、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
22. × **法第15条第1項ただし書きにより、床面積の合計が10m²以内の場合は、届出は不要です。**
23. 特定行政庁が指定する特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
23. ○ **法第7条の3第6項により正しい。**
24. 特定行政庁は、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。
24. ○ **法第7条の3第1項により正しい。**
25. 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
25. ○ **法第8条第1項により正しい。**
26. 床面積の合計が10m²を超える建築物を除却しようとする場合においては、当該建築物の除却の工事を施工する者が、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
26. ○ **法第15条第1項により正しい。**